

市道路線の廃止について

上記の議案を提出する。

平成 30 年 9 月 6 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

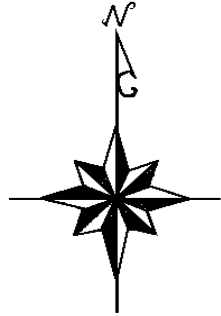
市道廃止申請に伴い路線を廃止する必要が生じたので、道路法第 10 条第 3 項で準用する同法第 8 条第 2 項の規定にもとづき、この案を提出いたします。

市道路線の廃止について

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 10 条第 1 項の規定にもとづき、次の市道路線を廃止する。

路線名	起 終	点 点	備 考
梅 4 1 0 号 線	青梅市畑中 3 丁目 6 0 7 番イ 青梅市畑中 3 丁目 6 0 6 番 2		別 記 図 面 表示のとおり

市道路線廃止略図



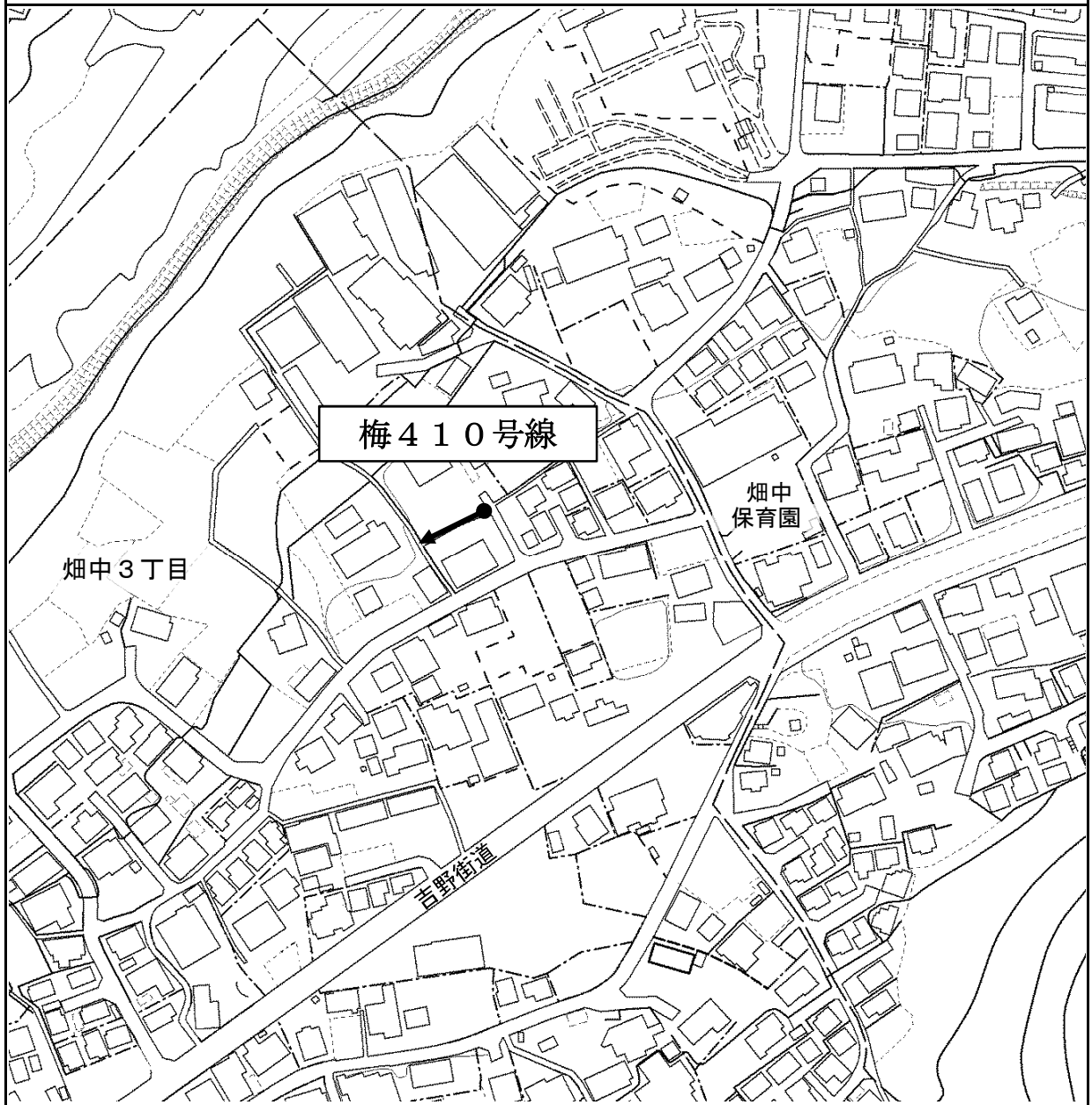
青梅市畑中3丁目地内



廃止する市道路線

延長

27.47メートル



議案第28号の附属資料

市道路線の廃止資料

議案 番号	路 線 名	延 長 m	幅 員 m	道路部幅員 m	面 積 m ²	道路部面積 m ²
28	梅410号線	27.47	0.91	—	—	—